

# 小樽市屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

## 《概 要》

近年、屋外広告物の落下事故が相次いで発生していることを受け、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められています。

小樽市は、北海道から権限移譲を受け、平成24年7月1日に小樽市屋外広告物条例を施行していますが、本市においても、屋外広告物による公衆に対する危害の防止を図るため、「小樽市屋外広告物条例」及び「小樽市屋外広告物条例施行規則」の一部を改正しました。(公布日：令和元年7月2日)

## 【主な改正点】

### ① 点検義務の明確化（第17条の2第1項）【令和元年7月2日 施行】

行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならないことを明確化します。ただし、簡易広告物及び広告車は除きます。

### ② 有資格者による点検（第17条の2第2項）【令和元年10月1日 施行】

行為者等は、固定広告物（地上広告物、屋上広告物、壁面の広告物）で表示面積が10㎡を超えるものを、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する点検者に点検させる必要があります。

#### ○有資格点検者の資格一覧

- (1) 屋外広告士
- (2) 一級広告美術仕上げ技能士
- (3) 建築士（一級又は二級）で屋外広告物講習会を修了したもの
- (4) 特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
- (5) 電気主任技術者免状（第一種、第二種、第三種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
- (6) 屋外広告物点検技能講習会修了者で屋外広告物講習会を修了したもの

#### ※業務主任者となる資格を有する者の経過措置について

屋外広告業に従事する者で屋外広告物講習会を修了したものは、令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間、屋外広告士と同等以上の知識を有するものとみなします。

### ③ 点検結果の報告（第17条の2第3項）【令和2年1月1日 施行】

継続許可申請の際に添付する様式第5号「屋外広告物点検結果報告書」に点検者氏名等の欄を追加します。点検者の資格等を証する書面の写しとカラー写真（申請日前3月以内）を添付し、申請日前3月以内に行った点検結果を報告する必要があります。